

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和6年1月14日（令和6年（行情）諮詢第1260号）

答申日：令和7年2月19日（令和7年度（行情）答申第720号）

事件名：「海上自衛隊サイバー攻撃等対処要領について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「海上自衛隊サイバー攻撃等対処要領について（通達）（海幕指通第327号。30.4.2）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月27日付け防官文第18471号及び平成31年2月8日付け防官文第1865号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各決定（以下「原処分1」と「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1

アないしエ (略)

(2) 審査請求書2

アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 謝問庁の説明の概要

1 経緯

本件開示請求は、「海幕指通第327号。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、平成30年11月27日付け防官文第18471号により、本件対象文書の本紙のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、平成31年2月8日付け防官文第1865号により、本件対象文書の本紙を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年10か月及び約5年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし (3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 令和7年12月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分

結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、サイバー攻撃等に際し担当部局が行う具体的な対処要領に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、サイバー攻撃等対処に対する態勢が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を探ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
添付書類4「防衛情報通信基盤等におけるサイバー攻撃等対処実施要領について（通知）（統幕指運第107号。26.3.20）」の4枚目の3（4）から（7）までのそれぞれ一部	サイバー攻撃等対処に関する情報であり、これを公にすることにより、サイバー攻撃等対処に対する態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。